

新有権者（18歳到達者）へのお知らせハガキについて

1 目的

本市では、若年層の選挙への関心を高め、投票率の向上につなげるため、選挙啓発ポスターの作品募集や選挙出前授業など、選挙啓発活動を実施しています。

この選挙啓発活動の一環として、選挙権年齢の18歳を迎えた新有権者に対し、選挙人名簿へ登録されたことをお知らせするハガキを送付し、選挙への意識を促し、投票を呼びかけます。

2 対象者

年齢満18歳に到達後、初めて選挙人名簿に登録された新有権者

（参考）H31県知事県議選挙における18歳の当日有権者数 1,705人

3 送付時期

選挙人名簿への登録後に送付します。

※選挙人名簿への登録は、被登録資格を得た後の登録月等に行われます。

【定 時 登 録】 3月、6月、9月、12月の1日

【選挙時登録】 選挙の公示日又は告示日の前日

4 お知らせハガキの内容

【裏面参照】

【表面】

郵便はがき

料金後納
郵便

出雲市選挙管理委員会

〒693-8530
島根県出雲市今市町70番地 出雲市役所本庁舎 3 階
TEL : 0853-21-6559
FAX : 0853-21-2222
E-mail : senkyo@city.izumo.shimane.jp

このはがきは、公職選挙法第6条の選挙に関する啓発として、年4回の選挙人名簿登録時（3月・6月・9月・12月）において初めて出雲市の選挙人名簿に登録された18歳の方に送付しています。

【裏面】



みんなで投票。みんなで啓発。
あなたの一票大切に


18歳になられた 新有権者のみなさま

この度、あなたを出雲市の選挙人名簿に登録しました。
これから選挙が行われる際には、出雲市で投票することができます。
貴重な一票を無駄にすることなく、ぜひ投票に行きましょう！

☆選挙人名簿は、公職選挙法第21条の規定に基づき、18歳以上で引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されている市区町村で登録されます。

 **出雲市選挙管理委員会からのお願い** 

進学、就職等により他の市区町村に転出する場合には、新たな住所地の選挙人名簿への登録のため、転入・転出の手続きをしましょう。